

トンネル構造の都市計画施設の上部における
都市計画法第 53 条第 1 項の許可に関する運用基準

(目的)

第 1 条 この基準は、「都市計画施設の区域内における建築許可等に関する取扱要綱」第 3 条第 2 項第 2 号の基準について定める。

(用語の定義)

第 2 条 この基準における用語の定義は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による。

2 「トンネル構造」とは、非開削工法を採用するトンネル構造をいう。

(対象区域)

第 3 条 この基準を適用する区域（以下「対象区域」という。）は、次に掲げる条件を満たすもので、あらかじめ当該都市計画施設の事業を行う局又は事業の調整を行う局（以下「事業局等」という。）と都市整備局が協議し、市長が決定した区域とする。

- (1) トンネルの構造及び深さ等が明確であること。
- (2) 当該対象区域の上部における建築物の建築について、「都市計画施設の区域内における建築許可等に関する取扱要綱」第 3 条第 1 項に定める基準によらず、事業局等が定める技術的基準に基づき許可することが合理的であること。

(許可の基準)

第 4 条 市長は、法第 53 条第 1 項の規定による許可申請（以下「許可申請」という。）があった場合において、当該建築物が次の各号に該当するときは、許可することができる。

- (1) 前条第 2 号の技術的基準に適合するもの。
- (2) 事業局等が都市計画施設の整備及び管理に支障がないと認めたもの。

(適用期間)

第 5 条 この基準を適用する期間は、当該都市計画施設に係る法第 20 条の告示があった日から認可等の告示がある日の前日までとする。

(許可手続)

第6条 第3条の許可にあたる手続は次により行うものとする。

- (1) 申請者は、許可申請にあたり、事前に建築物の計画等について事業局と協議する。
- (2) 都市整備局は、許可申請があった場合において、事業局等に同条第2号の支障の有無を照会する。

附 則

この基準は、平成13年2月9日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年11月15日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。